

■議案第47号 四万十町立美術館条例の一部を改正する条例について

【要旨】

四万十町立美術館の日曜日の開館時間については、午前10時から午後3時30分までとしていましたが、住民及び観覧者の利便性向上のために、開館時間を1時間延長し、午後4時30分までとするものです。

【改正の内容】

四万十町立美術館の日曜日の開館時間を「午前10時から午後3時30分まで」から「午前10時から午後4時30分まで」に変更します。

【新旧対照表】

改正後	改正前
(開館時間) 第6条 美術館の開館時間は、午前10時から午後5時30分までとする。ただし、日曜日については、午前10時から午後 <u>4時30分</u> までとする。 2 (略)	(開館時間) 第6条 美術館の開館時間は、午前10時から午後5時30分までとする。ただし、日曜日については、午前10時から午後 <u>3時30分</u> までとする。 2 (略)